

臨時特別給付金（10万円）  
灯油等購入費助成一時金（6千円）のご案内  
受給には手続きが必要です

- 新型コロナウイルス感染症の影響により様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 （1世帯あたり10万円） を給付します。
- 岩沼市では、併せて原油価格・物価高騰等対策灯油等購入費助成一時金 （1世帯あたり6千円） を給付します。
- **申請期限：令和4年9月30日（金）**

## 給付金の支給額

1世帯あたり10万6千円（口座振込による給付）

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯（世帯主からの申請となります）

令和3年度分を含めて、1度も給付を受けていない世帯で、下記のいずれかにあてはまる世帯（1世帯につき1回限りの給付になります）

世帯全員の令和4年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和4年1月以降の収入が  
減少し **「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

市から確認書が届きます  
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

令和4年6月1日時点で住民登録のある  
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

**申請が必要です**



**申請期間：令和4年9月30日（金）まで**

申請時点で住民登録のある市区町村に  
申請してください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

◎ **世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合**

- 対象となる世帯の世帯主には、市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、市に**返信してください**。
- **返送期限：令和4年9月30日（金）（必着）**



【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座等に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③既に、令和3年度で給付を受けていないこと

※**感染拡大防止**のため、できるだけ**郵送でのお手続き**にご協力お願いいたします。

◎ **世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。（※確認書は届きません）
- ご自身で期間内（**令和4年9月30日（金）まで**）に**申請**をしてください。

## II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、市にお問い合わせください。）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

※期間内に申請をしてください。申請方法などについて、詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

**!** 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、岩沼市の窓口や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

### お問い合わせ（受付窓口）

申請・問い合わせ

社会福祉課 臨時特別給付金担当

岩沼市総合福祉センター（i あいプラザ内）

**0223-23-1848**

受付時間 平日9:00~17:00

制度についての問い合わせ

内閣府臨時特別給付金コールセンター

**0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00